

県民まちなみ緑化事業（第5期） 「高質な都市緑化」認定基準について

高質な都市緑化に対する補助拡充の内容

① 一般緑化

		通常	高質な都市緑化
補助率	住民団体	10/10	同左
	個人・法人	1/2	2/3
補助 限度額	住民団体	400万円	600万円
	個人・法人	250万円	500万円

② ひろばの緑化

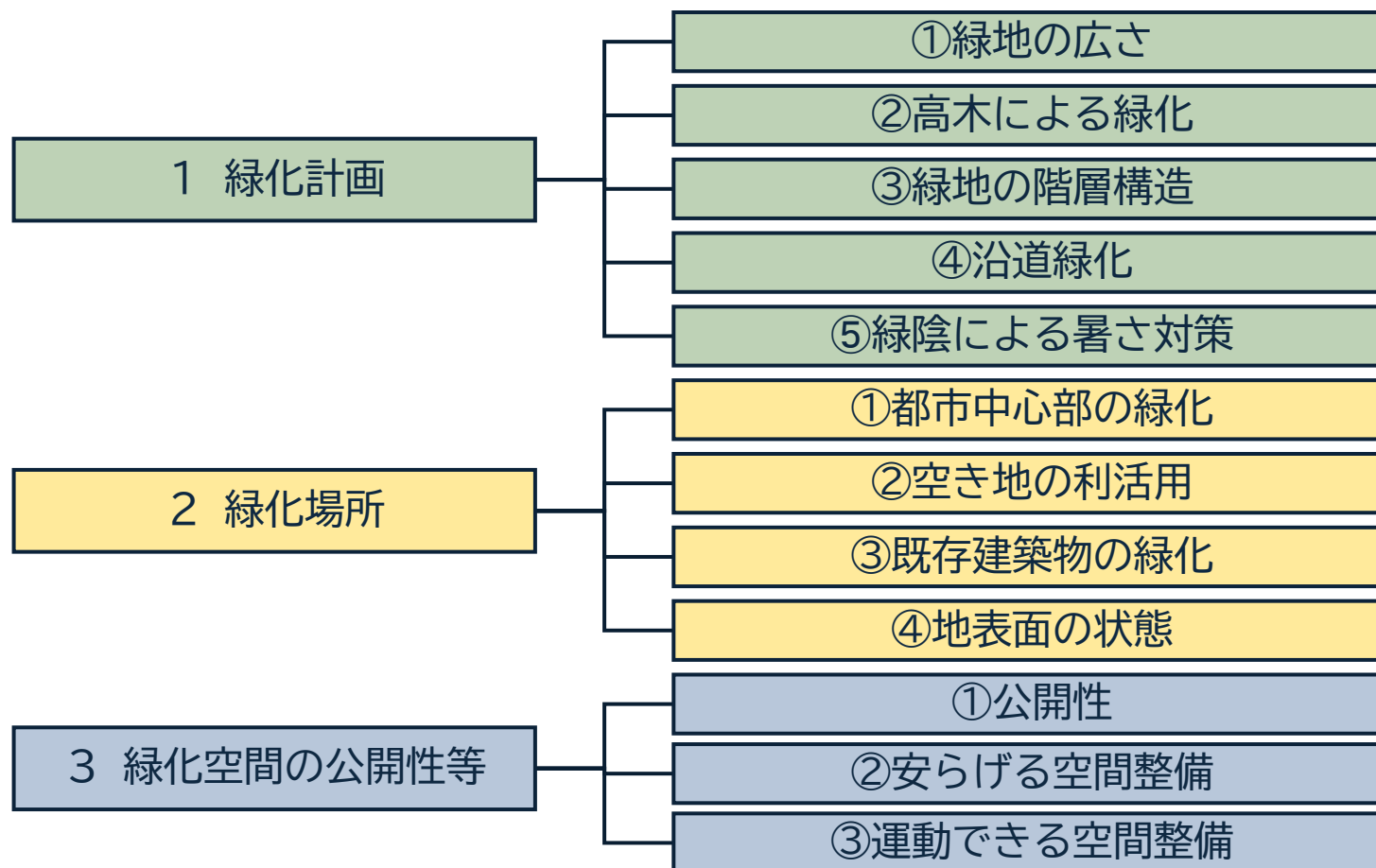
		通常	高質な都市緑化
補助率	住民団体	10/10	同左
	個人・法人	1/2	2/3
補助 限度額	住民団体	400万円	600万円
	個人・法人	250万円	500万円

③ 屋上緑化（樹木による緑化）

		通常	高質な都市緑化
補助率		1/2	2/3
補助限度額		250万円	480万円

「高質な都市緑化」認定基準の考え方

- 次の(1)及び(2)のいずれも満たす場合に、「高質な都市緑化」と認定し、拡充した補助率及び補助限度額を適用する
 - (1) 事業実施箇所が市街化区域or人口集中地区にあるもの
 - (2) 緑化計画等について、次頁以降の基準に基づき評価し、合計得点が次の点以上
 【一般緑化】15点 【ひろばの芝生化】10点 【屋上緑化（樹木による緑化）】10点
- 認定基準の評価項目



区分	評価項目	評価基準	得点
1 緑化計画	①緑地の広さ	緑化面積が下記の範囲 一般緑化 600㎡以上 ひろばの芝生化 1,800㎡以上 建築物の屋上緑化 200㎡以上 注) プランターによる面積は含まない	5
		緑化面積が下記の範囲 一般緑化 400㎡以上 600㎡未満 ひろばの芝生化 1,200㎡以上1,800㎡未満 建築物の屋上緑化 100㎡以上 200㎡未満 注) プランターによる面積は含まない	3
	②高木による緑化	高木を計10本以上植樹する 注) プランターに植樹する高木は含まない	5
		高木を計5本以上10本未満植樹する 注) プランターに植樹する高木は含まない	3
	③緑地の階層構造	緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の2層がある 注) プランター内の階層構造は含まない	5
		緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか1層がある 注) プランター内の階層構造は含まない	3
	④沿道緑化	主要な接道部（※1）の沿道緑化率（※2）が75%以上 ※1 主要な接道部… 車両等の出入口の部分を除いた延長が10m以上の道路境界（複数ある場合は、利用頻度が最も高く見込まれる道路に接するもの） ※2 沿道緑化率… 高木又は中低木（プランター植樹は除く）による接道部緑化長さ／接道部長さ	5
		主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満	3
	⑤緑陰による暑さ対策	夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける	5
	2 緑化場所	①都市中心部の緑化	緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である
②空き地の利活用		100㎡以上の空き地（※）を整備して緑化する ※空き地…宅地化された土地又それに近接する土地で、現に利用されていない土地	5
③既存建築物の緑化		既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する	5
④地表面の状態		緑化する場所の地表面（従前）の75%以上がアスファルト、コンクリート等である 緑化する場所の地表面（従前）の50%以上75%未満がアスファルト、コンクリート等である	5 3
3 緑化空間の公開性等	①公開性	緑化空間に不特定多数の県民が自由に出入り可能である	3
	②安らげる空間整備	3-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する	2
	③運動できる空間整備	3-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。	2

「高質な都市緑化」認定基準の項目（1/4）

注) プランターによる面積、植樹本数は含まない

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点	
1 緑化計画	① 緑地の 広さ	緑化面積が下記の範囲 一般緑化 600㎡以上 注) ひろばの芝生化 1,800㎡以上 建築物の屋上緑化 200㎡以上		5
		緑化面積が下記の範囲 一般緑化 400㎡以上 600㎡未満 注) ひろばの芝生化 1,200㎡以上1,800㎡未満 建築物の屋上緑化 100㎡以上 200㎡未満		3
	② 高木による 緑化	高木（外来種は除く）を 計10本以上植樹する 注)		5
		高木（外来種は除く）を 計5本以上10本未満植樹する 注)		3

「高質な都市緑化」認定基準の項目（2/4）

注）プランターによる植栽は含まない

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点	
1 緑化計画	③ 緑地の 階層構造	<p>緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層及び草本層（多年草、芝生等）の2層がある 注)</p>		5
		<p>緑地の中に高木層があり、その下部又は近辺に中低木層又は草本層（多年草、芝生等）のいずれか1層がある 注)</p>		3
	④ 沿道緑化	<p>主要な接道部の沿道緑化率(※)が75%以上 ※沿道緑化率… 高木又は中低木による接道部緑化長さ/接道部長さ 注)</p>		5
		<p>主要な接道部の沿道緑化率が50%以上75%未満</p>		3
	⑤ 緑陰による 暑さ対策	<p>夏の暑さ対策として、クールスポットになり得る緑陰施設（ベンチを併設した高木やパーゴラ等）を設ける</p>		5

「高質な都市緑化」認定基準の項目（3/4）

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点	
2 緑化場所	① 都市中心部の緑化	緑化する場所の用途地域が商業地域又は近隣商業地域である	 	5
	② 空き地の利活用	100㎡以上の空き地（※）を整備して緑化する ※空き地… 宅地化された土地又それに近接する土地で、 現に利用されていない土地	 	5
	③ 既存建築物の緑化	既存建築物の屋上（非緑化部）を緑化する	 	5
	④ 地表面の状態	緑化する場所の地表面（従前）の75%以上が アスファルト、コンクリート等である ----- 緑化する場所の地表面（従前）の50%以上 75%未満がアスファルト、コンクリート等である	 	5 ----- 3

「高質な都市緑化」認定基準の項目（4/4）

カテゴリー	評価項目	評価基準	配点
3 緑化空間の公開性等	① 公開性	<p>緑化空間に不特定多数の県民が自由に入出入り可能である</p>  	3
	② 安らげる空間整備	<p>3-①に適合し、かつ、ベンチ等の休憩施設を整備する</p>  	2
	③ 運動できる空間整備	<p>3-①に適合し、かつ、散歩ができる遊歩道や運動利用ができる広場などを整備する。</p>  	2